



HAL
open science

The European Union-Japan economic partnership agreement: trends and issues in the wine economy

Etienne Montaigne, Rikko Togawa, Samson Zadmehran, Alfredo Coelho,
Shigeaki Oda

► **To cite this version:**

Etienne Montaigne, Rikko Togawa, Samson Zadmehran, Alfredo Coelho, Shigeaki Oda. The European Union-Japan economic partnership agreement: trends and issues in the wine economy. Agriculture and Economy, 2019, Regional power of wine, pp.4-7. hal-02623130

HAL Id: hal-02623130

<https://hal.inrae.fr/hal-02623130>

Submitted on 26 May 2020

HAL is a multi-disciplinary open access archive for the deposit and dissemination of scientific research documents, whether they are published or not. The documents may come from teaching and research institutions in France or abroad, or from public or private research centers.

L'archive ouverte pluridisciplinaire **HAL**, est destinée au dépôt et à la diffusion de documents scientifiques de niveau recherche, publiés ou non, émanant des établissements d'enseignement et de recherche français ou étrangers, des laboratoires publics ou privés.



コラム

欧州連合―日本経済連携協定をめぐるワイン経済の動向と課題

モンテーニュ・エチエンヌ（仏モンペリエ農業科学大学院名誉教授）・戸川律子（京都大学特定研究員）

グローバリゼーションの黄金時代は終わった？

The Economist（1845年創刊イギリス・ロンドンの週刊新聞）は、2018年に「スローバリゼーション」というタイトルの記事を掲載した。その内容は、国際貿易の著しい減速とその結果によるグローバリゼーションの黄金時代の終末を告げるものであった。

世界全体における国内総生産（商品・非商品、財貨とサービスを含む）に占める国際貿易の割合は、2008年には39%でしかなかったが、2017年には61%にまで上昇した。ところが、翌年の2018年には58%に減少し、下降傾向に転じたことが明確となった。その要因の大きな一つとして多国籍企業による対外直

接投資の割合の減少が指摘されている^①。

ヨーロッパ連合―日本経済連携協定

このような状況とは対照的に、2018年7月17日、ヨーロッパ連合と日本はヨーロッパ連合―日本経済連携協定（Economic Partnership Agreement以下日欧EPA）に署名した。ヨーロッパ貿易委員会のセシリア・マルムストロームは、「日本と我々、世界最大の2つの経済国が自由市場を信じ、一方的主義と保護主義に反対する強いシグナルを世界に送る」と述べている^②。

同協定は2013年に交渉が開始され、ヨーロッパでは、2018年12月27日付けの公式文書（JOE130）により2019年2月1日の発効が発表された。発効後は国際貿易の約40%を占める世界最

大規模の自由貿易経済圏が誕生し、6億人に対する商業的関係が築かれることになる^③。

日欧EPAの経済上のメリットは、より多くの中小企業が双方の市場でビジネスを行うための貿易と投資の手続きを簡素化する規定が多く含まれていることにある。たとえば、技術規定の削減、商業的アクセスの向上、通関手続きの簡素化、原産地規則の使用、知的財産権と地理的表示の保護強化、貿易の透明性の確保、コンプライアンスの徹底などである。つまり、日欧EPAはモノとサービスの貿易を促進し、中小企業に多くのビジネス・チャンスを創出することが期待されている。農産物、食料品、鉱工業品、そして林業や漁業を含む幅広い分野がその対象とされ、さらには、電気通信から郵便、金融セクターなどのサービスの輸出までもが促進されるだろう。

経済的パートナーシップという賭け

経済的パートナーシップの恩恵はよく知られており、自由貿易は関税障壁のない輸出入を可能にする。消費者には、価格は安く、商品やサービスの選択の幅が広がるという利点がある。リカード以来、「比較優位」という国際分業理論の中心的概念は、機会費用が最小であり利潤を最大化できる国内製品の製造に専門化することにより、すべての国の福祉の増加が可能であることを示してきた。つまり貿易の発展とは、製造コストの高い国から低い国へと生産をシフトすることによって達成され、同時に、雇用が当該分野で増加することにある。

しかしながら、例えば、ステイグリッツが示しているように、比較優位論、すなわちグローバリゼーションには利点がある一方で限界がある。とくに、その限界は特定の環境や地域の特殊性を利点としてローカルな経済が発展している場合に見られる。つまり、地域次元における専門性の高い経営が有する特殊性には目を配るべき重要な要素がある。ヨーロッパ連合によると、7925社が日本に輸

出し、その83%が中小企業である。それらはフランスで8万7521人、ヨーロッパで73万9560人を雇用している。2015年にヨーロッパは580億の商品と280億のサービスを日本に輸出していたが、その時点の関税は高いものであった。例えば、牛肉に対しては40%、チヨコレートは30%、ワインは15%、チーズは最大40%の関税が課せられていた。また、輸出の手続きは複雑で多くの時間と費用を要するものであった。それら諸々の関税障壁が、多くのヨーロッパの輸出業者の対日貿易を阻む大きな要因となっていた。日欧EPAでは、2000品目にのぼる商品が「環境に優しい品質の商品」として認定され、それは農家や生産者の労働条件を保護し、環境を守ることに繋がる。そして、日本の公的入札への市場をヨーロッパ企業に開き、貿易の自由化かつ公正化を強化することになる。

ワインの場合

ヨーロッパ・ワインの日本への輸出はすでに10億ユーロに達し、金額ベースで農業輸出の2番目にランクされている。日欧EPAにおけるワインの関税はすべ

てが撤廃され、日本での販売価格は引き下げられた。また、原産地名称に関して、ヨーロッパでは原産地名保護制度（AOP）により保護されている。例えば、Prosecco（イタリアの白スパークリングワイン）や Five Wines（アイルランド共和国および北アイルランドで生産されるウィスキー）はその一例である。加えて日欧双方において地理的表示（GI）による保護を行うことができ、地理的原産地にふさわしい名称の選択もまた可能となる^④。

ただし、日欧EPAの影響による日本でのヨーロッパ・ワインの価格の引き下げが輸入量と消費量にどのように関係するのかを予想することは容易ではない。その要因として次の3つを挙げることができる。第一にヨーロッパでのワイン産業の操業規模、第二にヨーロッパ連合およびそれ以外の国や地域との経済的パートナーシップの確立の影響、第三に価格（および所得）に対する需要弾力性である。第一の点について、EUと日本のそれぞれにおける主要ワイン生産企業の規模格差は極めて大きく、ワイン生産の経済性あるいは消費形態の違いを生み出してきた。このような違いの下で行われる自由貿易が、ワインの輸入・輸出および消費

表1 ワイン・セクター輸入の基本的指標 (2014)

輸入国		取引額	シェア	価格
		US \$ (mio)	%	US \$ / ℓ
日本	World	1834.3	100.0	3.47
	EU	1227.5	66.9	7.03
	TPP-5	349.2	19.0	3.39
EU	World	3308.4	100.0	2.26
	Japan	8.9	0.3	6.70
	TPP-5	2269.0	68.6	2.47
Intra-EU		13809.7	-	2.50

Trade Sustainability Impact Assessment (Final Report) Free Trade Agreement between the European Union and Japan, p. 97, 2016.
TPP-5: Canada, US, Chile, Australia and New-Zealand

にどのような影響を及ぼすかの予測は難しいものとなる。2012年のデータによると、EUは年間1億4400万ヘクタールを生産する世界最大のワイン生産規模を有し、その中でもイタリア、フランス、スペインは世界有数の生産国である。一方、日本はワイン生産国58か国のうち29番目に位置する生産国であるものの、生産量は1年間80万ヘクタールに過ぎない。第二の点について、ヨーロッパ連合以外の国や地域との経済的パートナーシップの確立については、日本は環太平洋

からもヨーロッパからも、これらのワインが「大量に」到着することによって、もちろん影響を受ける。2015年には最大の輸入国がフランスであったが、それがチリに取って代わられて以降、日本における低価格のワイン市場はすでに拡大されている。それでも、ドイツとスイスの経験に引き寄せて考えれば、これらの小規模生産国は輸入に非常に開放されていないながらも、現地品質と差別化生産のために特定の市場を維持している。表1のEUにおける輸入ワインの状況を見ると、日本ワインはシェアが0.3%と小さいものの6.7%と最も高い価格である。つまり、日欧EPAに対する日本のワイン産業の課題は、生産量を増やすことではない。

日本では2015年にいわゆる「地理的表示法」が公布された。この年はフランスAOC法の80周年にあたる。ワインの製造方法や表示は国によって異なり、ワインの先進国であるヨーロッパの基準に合わせることは困難であったが、日欧EPAはワイン輸出の円滑化に関する独立した節を設けていることが他の協定の大きな違いである。EU側もワイン輸入にかかっていた関税を即時撤廃する。そして、「日本ワイン」醸造方法が承認

洋パートナーシップ協定（以下、TPP）として知られる自由貿易協定を締結しており、その対象となる主なブドウ栽培国はオーストラリア、チリ、ニュージーランドである。日本のワイン市場は国内生産量が少ないにもかかわらず、その推定額は75億ユーロとされ、非常に重要である。したがって、日本にワインを輸出する国々のサプライヤーはかなり競争関係にある。その割合は、表1で示すように、約67%がヨーロッパから、19%がTPP-5（カナダ、USA、チリ、オーストラリア、ニュージーランド）からのものである。またヨーロッパ内の輸入・貿易額は、ヨーロッパ以外の国における輸入の4倍にもなる。これは、ヨーロッパ市場の規模の大きさとこの分野の製品における差別化要素の両方が大きく影響していることを反映している。

第三の点について、ヨーロッパから日本への輸出は日欧EPAとTPP（11か国）の両方に対するこれら100%の関税の撤廃のために、23%の消費の増加が予想されていた。しかし、より低い価格帯のワインに対する需要の強まりが推定されるようになり、最終的には約18%の消費の増加が妥当と判断された。とはいえ、ワインは非常に差別化要素のある

製品であり品質や価格にバリエーションがある。したがって、自由貿易が日本国内のワイン消費に与える影響の分析に際しては、操業規模の影響や相対的な所得の向上による高品質・高価格ワインの購入傾向所得弾力性を考慮しなければならぬ。つまり、ワインの消費は需要の価格弾力性の仮説どおりに変化しないことを記憶しておく必要がある。

まとめ

まとめとして、日欧EPAは、グロバライゼーションが減速する傾向にある現在において、国際貿易を発展させるための貴重な機会を与えるものといえる。ワインの分野では、ヨーロッパ連合、特にフランスの生産者はこの機会をポジティブに捉えている。既存の市場において劣位であった競争力を強化するための貴重なチャンスと捉えることが可能である。それでもなお、ワイン市場は独占的な競争の市場となっており、市場セグメント、製品の種類および国による需要の価格および所得に対する弾力性の分析はさらに深めるに値する。

最後に、日本のワイン市場は、新大陸

されれば、日本ワインはEUのワイン醸造規則によらずにEU市場で流通可能となる。地理的表示に最も重要なのはワインと産地との関連性であり、その関連性を十分に説明することができなければならぬ。すなわち、ワインを輸出する国にとって、輸出先の国でその地域固有の付加価値が認定されるか否かが大きな課題である。

注

- (1) Fiorentino Marc, 2019, Slowbalisation, Mon financier.com, mercredi 6 janvier
- (2) Arthur Rachel, 2018, Wine tariffs eliminated as EU-Japan Economic Partnership Agreement signed, 19-Jul-2018
- (3) EU-Japan Economic Partnership Agreement (EPA) : <https://www.eu-tpa.eu/>
- (4) Commission Européenne, 2018
- (5) David Ricardo(1772-1823) 自由貿易を擁護する理論を唱えたイギリスの経済学者
- (6) Joseph Eugene Stiglitz (1943) アメリカの経済学者、コロンビア大学教授、ノーベル経済学賞。著書 *Making Globalization Work: The Next Steps to Social Justice* (2010) <http://ec.europa.eu/trade/policy/in-focus/eu-japan-economic-partnership-agreement/eu-japan-in-your-town/france>

- (7) enhim
- (8) Arthur Rachel, 2018, Wine tariffs eliminated as EU-Japan Economic Partnership Agreement signed, 19-Jul-2018
- (9) Trade Sustainability Impact Assessment (Final Report) Free Trade Agreement between the European Union and Japan

- (10) 本稿の執筆に際して快く議論に応じてくれたホルダー大学 Alfredo Coelho 氏、モンペリエ農業科学大学院博士課程 Samson Zadmehran 氏に感謝した。

モンペリエ・エチエンヌ Montaigne Etienne 研究分野はイノベーションと農産物および農村開発の経済研究。仏モンペリエ国立農業科学大学院大学農業経済学科農業・食品産業経済学教授、農業開発学専科長を経て名誉教授、現職は農村開発コンサルタント。博士（農業）、農業食品および農村開発経済学。

とがわりこ 研究分野は国際領域、食文化・食政策研究。フランス高等師範学校タイナミック歴史経済学研究所日仏共同博士課程を経て大阪府立大学大学院博士課程修了。フランス現地調査員を経て現職。博士（言語文化学）。